

Q&A

Q1 証票の貼付場所は？

A1 看板の表面で容易に視認できる状態であれば結構です。

・公職選挙法第143条第17項「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない」

・東大阪市選挙関係事務執行規程第21条「法第143条第17項の規定による表示は、委員会が交付する様式第18の証票（以下「証票」という。）を用いてしなければならない。」

Q2 事務所の電話番号は必要か？

A2 政治活動用事務所の実態があるはずなので、連絡可能な電話番号を記入してください。この場合、必ずしも固定電話でなくとも構いません。

Q3 今後も立候補するつもりはないが看板はすぐに撤去しなければならないか？

A3 現在証票を貼って使用されている看板は、政治活動用事務所において使用されているものなので、候補予定者としての政治活動をしないのであればすみやかに撤去してください。また、東大阪市屋外広告物条例では、政治団体等が掲示する看板は規制の対象外ですが、そうでない場合は規制の対象となります。

（ただし、公職選挙法第143条第16項が規制するのは、あくまでも「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画」ですので、今後も立候補の予定がないのであれば、公選法の規制の枠外となります。）